令和８年度　滋賀地方最低賃金審議会

第２回 滋賀県 精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金 専門部会

議事録

開催日時	令和８年 10 月７日（水）午前９時 27 分～11 時 53 分
開催場所	滋賀労働局　６階共用会議室
出席状況	公益代表委員　　３人　（定数３人） 労働者代表委員　３人　（定数３人） 使用者代表委員　２人　（定数３人） 事務局　　４人
出席者	公益代表委員　　伊藤　聡（11:04 退席）　堀田直美 松田有加 労働者代表委員　　大江彰宏　　奥川晃浩　　平塚雄二 使用者代表委員　　池田　健　　小西哲也 事務局　　青木労働基準部長　　大橋賃金室長 岩永賃金室長補佐　　遠藤労働基準監督官
主要議題	・滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について（金額審議） ・その他
議事録	別紙のとおり

○松田部会長

ただ今から、第２回専門部会を開催いたします。

はじめに、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

事務局から２点申し上げます。

１点目は、本専門部会の公開についてですが、運営規程により、公労使の三者協議の場のみ公開とし、議事録をホームページで公開しますことをお知らせします。

なお、傍聴の申込を受け付けたところ、本日傍聴を希望される方はいませんでしたので、ご報告いたします。

次に２点目としまして、本日の委員の出席状況ですが、公益代表委員３名、労働者代表委員３名、使用者代表委員２名の計８名のご出席をいただいております。なお、公益委員の伊藤委員におかれましては、11 時前に所用により退席される予定です。また使用者側委員の小谷委員におかれましては本日欠席のご連絡をいただいております。

したがって、最低賃金審議会令の規定により、定数の３分の２以上の出席をいただいていますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。

以上です。

○松田部会長

では、議題（１）「滋賀県 精密機械器具・電気機械器具製造業 最低賃金の改正決定について」です。

前回の専門部会では合意に至らず、労使各側で、更にお考えいただいたと思いますので、今回も、労使それぞれとの個別協議を行いたいと思います。

前回の専門部会終了の際、今回の個別協議を使用者側から行うことを確認しております。使用者側は、協議を始めるに当たり、どのくらいの時間が必要でしょうか。

○池田委員

15 分くらいでお願いします。

○松田部会長

それでは、専門部会を一時休会として、公･使の個別協議を９時 45 分から行います。事務局から控室について説明をお願いします。

○大橋室長

本日の待機していただく部屋は、労働者側５階基準部長室、使用者側は５階共用会議室を用意しており、それぞれ、職員がご案内いたします。それでは移動の方、お願いいたします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

（11:04　伊藤委員が退席）

〔専門部会の再開〕

○松田部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日も前回に引き続き個別協議を行い、労使双方からご意見をお伺いしました。

使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、

労働者側からは、様々なデータに基づいて、協定時間額を中心にご提案をいただきました。

使用者側からは、連合の春闘回答結果のベースアップの引上げ率を元に、かなりの部分歩み寄りいただきました。

しかしながら、本日合意には至りませんでした。

使用者側からは、本日、これ以上の金額提示はできないとのことですので、本日の協議はここまでとさせていただきます。

次回は、使用者側からの個別協議で始めます。

なお、次回の第３回が、最終の専門部会ですので、結審となりますよう、労使共に歩み寄りをよろしくお願いします。

最後に、議題（２）「その他」ですが、皆様から何かございますでしょうか。

〔意見等なし〕

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

○大橋室長

第３回の専門部会は、10 月 23 日（金） 午前９時 30 分からこの会議室で開催いたします。以上です。

○松田部会長

それでは、第２回専門部会を終了します。お疲れ様でした。